目 次

議第151号	山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につ	
	NT	1
議第152号	山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	2
以上別	!紙のとおり	
令 和	1 3 年 11 月 29 日 提 出	

山形県知事 吉 村 美 栄 子

議第151号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和31年9月県条例第52号)の一部を 次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の支給割合を改定するため提案するものである。

議第152号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の105」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の70」を「100分の65」に、「100分の105」を「100分の95」に、「100分の60」を「100分の55」に改める。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の95」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の95」を「100分の100」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の162.5」を「100分の157.5」に 改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の162.5」を「100分の157.5」に 改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

令和3年10月7日付け山形県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の期末手当の支給割合を改定するため提案するものである。